

長崎県指定構造計算適合性判定機関委任基準

制定 平成27年5月28日

最終改正 令和2年5月1日

第1 趣 旨

本基準は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第18条の2第1項に基づき、知事が指定構造適合性判定機関(以下「指定機関」という。)に法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定(以下「判定」という。)の全部又は一部を行わせること(以下「委任」という。)について、必要な事項を定める。

第2 適 用

指定機関の委任においては、法、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。)に基づく関係規定によるほか、指定構造適合性判定機関指定準則(平成27年3月2日国住指第4540号)(以下「準則」という。)及び本基準を適用する。

第3 委任基準

知事は下記の各号の基準に適合する指定機関に委任する。

1 法第18条の2第1項の規定による指定

長崎県知事または国土交通大臣の指定を受けたものであること。

2 業務区域

長崎県全域とすること。

3 事前協議

業務に関する事前協議を行い、県の承諾を受けた者であること。

4 判定手数料

判定に係る手数料の額は、長崎県建築関係手数料条例(平成12年長崎県条例第16号)に定める額を超えないものとする。

第4 事前協議

第3における事前協議の内容は以下の項目とする。

一 県民サービスの向上について

イ) 利便性(事務所の位置等)

なお、判定業務を行う事務所を九州圏内に設置すること。

ロ) 費用負担(判定に係る費用、その他事務に係る費用等)

二 審査の実施体制について

イ) 判定の審査実績

ロ) 判定員、補助員等の人材確保

ハ) 審査体制等

三 審査の実施環境について

- イ) 執務環境における他の業務との区分
 - ロ) 備える大臣認定プログラム
 - ハ) 申請図書等の保存のための書庫及び書棚の確保
- 四 将来に向けた持続性（安定性）について
- 五 県内の構造計算適合性判定資格者の活用及び人材育成について
- 六 その他必要な事項

第5 業務範囲

法第18条の2第3項において読み替えて適用する法第6条第5項、法第6条の2第3項及び法第18条第4項の規定に基づき行う構造計算適合性判定の業務とする。

ただし、知事は委任を受ける者の体制等に応じて、業務範囲を限定して委任することができる。

第6 委任期間

知事が委任する期間は、原則として5年間とする。

第7 委任の更新

委任の期間は、受任者の申出に基づき更新することとし、次の各号に掲げる書面を委任期間終了の30日前までに知事に提出し、確認を受けるものとする。

- 1 受任したい旨の申出書（任意様式第2号）
- 2 第3第4号の規定に基づき、受任機関が定める手数料の額。

第8 変更

委任の内容に変更が生じた場合は、該当する項目について、第3における事前協議を行い知事の承諾を受けること。ただし、軽微な事項については、知事に届け出ることにて足りる。

第9 委任の取消し等

知事は、指定機関が委任基準に適合していないと認める場合には、その委任を取り消し、又は期間を定めて判定の業務の全部又は一部の委任の停止を行うことができる。

(附 則)

- 1 本委任基準は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 本委任基準は、平成27年9月1日から施行する。
- 3 本委任基準は、令和2年5月1日から施行する。